

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の創造のため、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上のための経営体制の構築に取り組んでおります。また法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、実践していくことが必要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神足泰弘	1,724,777	9.28
くろがね生産持株会	888,903	4.78
日本生命保険相互会社	800,200	4.30
第一生命保険株式会社	740,000	3.98
住友生命保険相互会社	634,000	3.41
BMS株式会社	629,000	3.38
神足尚孝	596,232	3.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	569,000	3.06
エイ・シー工業株式会社	569,000	3.06
くろがね従業員持株会	560,279	3.01

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第二部
---------------	--------

決算期	11月
-----	-----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適時協議、並びに会計監査人よりの監査報告を受け、適宜、重点監査を実施、機能的な監査の遂行に努めております。監査役は取締役会及び経営会議に出席、課題認識の共有と監査室及び管理担当部門からの報告聴取を通じて、内部監査の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
越田 熟	他の会社の出身者									○
岩寄理致	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
		株式会社ミダス	経営監視機能を強化し、客観性及び独立性を確保する監査体制を構築するため選任しております。当社と株式会社ミダスとの間には取引関係が

越田 熟		取締役相談役	ありますが、売上高に対する取引額の割合は小さく重要な取引先ではありません。また、同氏は当社株式を10,000株(0.05%)所有しておりますが、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。
岩寄理致	○	岩寄理致税理士事務所代表	経営監視機能を強化し、税理士としての専門知識、経験等を活かしていただき、当社の監査体制を構築するため選任しております。同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社の役員報酬は、株主総会での決議枠内において、取締役は取締役会、監査役は監査役会にて検討し、決定しております。今後当社といたしましても、業績向上に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高め、当社取締役と株主様の利益を密接に関連付けることを目的とした、取締役へのインセンティブ付与に関する施策の採用について検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---	--

第94期
 取締役に支払った報酬 40,418千円
 監査役に支払った報酬 9,860千円
 役員報酬総額 50,278千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役の報酬総額は株主総会で承認された総額の限度内とし、その配分は取締役会で決定し、社長が決裁することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当者・セクションは設置しておりません。社外監査役には常勤監査役より適宜、書面等により必要な情報を提供するとともに、取締役会への出席に際しては事前に監査役会を開催するなどの事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1)取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。
- (2)監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、監査役会で定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会及び原則毎月開催の経営会議に出席、ならびにその他重要な会議に出席しているほか、取締役、管理担当部門等からその職務の執行状況の聴取を行い、重要な書類等の閲覧、営業部門、製造部門等の実査などにより取締役の職務遂行や業務及び財産の状況等を監査しております。監査役は監査室及び管理担当部門からの報告聴取を通じて、内部監査の情報の共有を図っております。
- (3)経営会議は重要方針・重要案件の検討及び進捗状況の確認、部門横断的な課題認識の共有を目的とし、原則月1回開催しております。取締役、執行役員、部門長、監査役等の出席のもと、あらゆる角度から検討を行い、事業に関わるリスクに迅速かつ適切に対応するとともに、将来のリスク防止、コンプライアンスについても努めており、内容により取締役会に付議・検討することとしております。

- (4)取締役会及び監査役会並びに経営会議のほか、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、幅広く内部監査を実施し、監査役監査及び会計監査とも連携しながら内部統制の実効性が確保できるよう努めております。
- (5)会計監査人は監査法人グラウティスを選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。
- (6)当社の第94期会計監査業務を執行した会計監査人は以下の通りであります。
所属:監査法人グラウティス 木田 稔(継続監査年数4年)、藤本 良治(継続監査年数4年)
- (7)顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役3名のうち、社外監査役を2名を定め、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を実施しており、経営の監視機能の面では機能する体制が整っているものと考えております。

当社の規模や業態等を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社の事業内容や内部事情に精通している社内取締役で構成される適正な規模の取締役会と監査役による経営監視体制の整備、強化によるガバナンス体制が、現時点では最もふさわしいものと考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載している情報は次の通りであります。 決算短信、四半期決算短信、及びIR ニュースリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:専務取締役 神足尚孝 IR 事務連絡担当者:管理本部総務部長 山本 晃	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境方針(基本理念と7項目の基本方針)を定め、商品の設計、製造から流通、使用、廃棄、リサイクルまで、どの過程においても地球環境に配慮した取り組みを行っています。 当社の津工場・京都工場ではISO14001・ISO9001 を認証取得しております。 環境対応への取り組みは当社ホームページで公開しております。	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は個人情報保護方針を定め、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底をはかり、平成18年12月19日に財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークの認証を受け、当社が保有する情報資産については適切な安全対策を実施しています。 当社のプライバシーポリシーの公開並びにお問合せはホームページで行っております。	

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システム)

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、取締役および従業員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。またその徹底を図るため、総務部においてコンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を実施してまいります。

取締役社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告をするものとします。

また、法令上疑義ある行為等について取締役及び従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営してまいります。

2. 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。取締役及び監査役は常時、これらの文書等を閲覧することができます。

3. 損失の危機に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理及び輸出管理等に係るリスクにつきましては、それぞれの担当部署において規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行います。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対応してまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速・的確な意思決定を行っております。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。

(3) 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定し、定期的を開催する経営会議において、各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施しております。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、グループ各社における内部統制の実効性をたかめる施策を実施し、必要に応じて指導・援助を行っております。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の 取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととします。なお、使用人の任命、異動等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することといたします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容等をすみやかに報告する体制をとっております。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によっております。

監査役と取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とし、企業倫理規程に明記しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 不当要求に対する統括部署を総務部とし、その責任者は総務部長としております。

(2) 総務部は大阪府企業防衛連合協議会などの外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除活動に積極的に参加しております。

(3) 取引先の審査や株主の属性判断等を行い、反社会的勢力の情報収集を行っております。

(4) 「企業倫理規程」を社内イントラネット上に公開し、当社の法令と社会的規範を遵守する姿勢を組織全体に示しております。

V その他

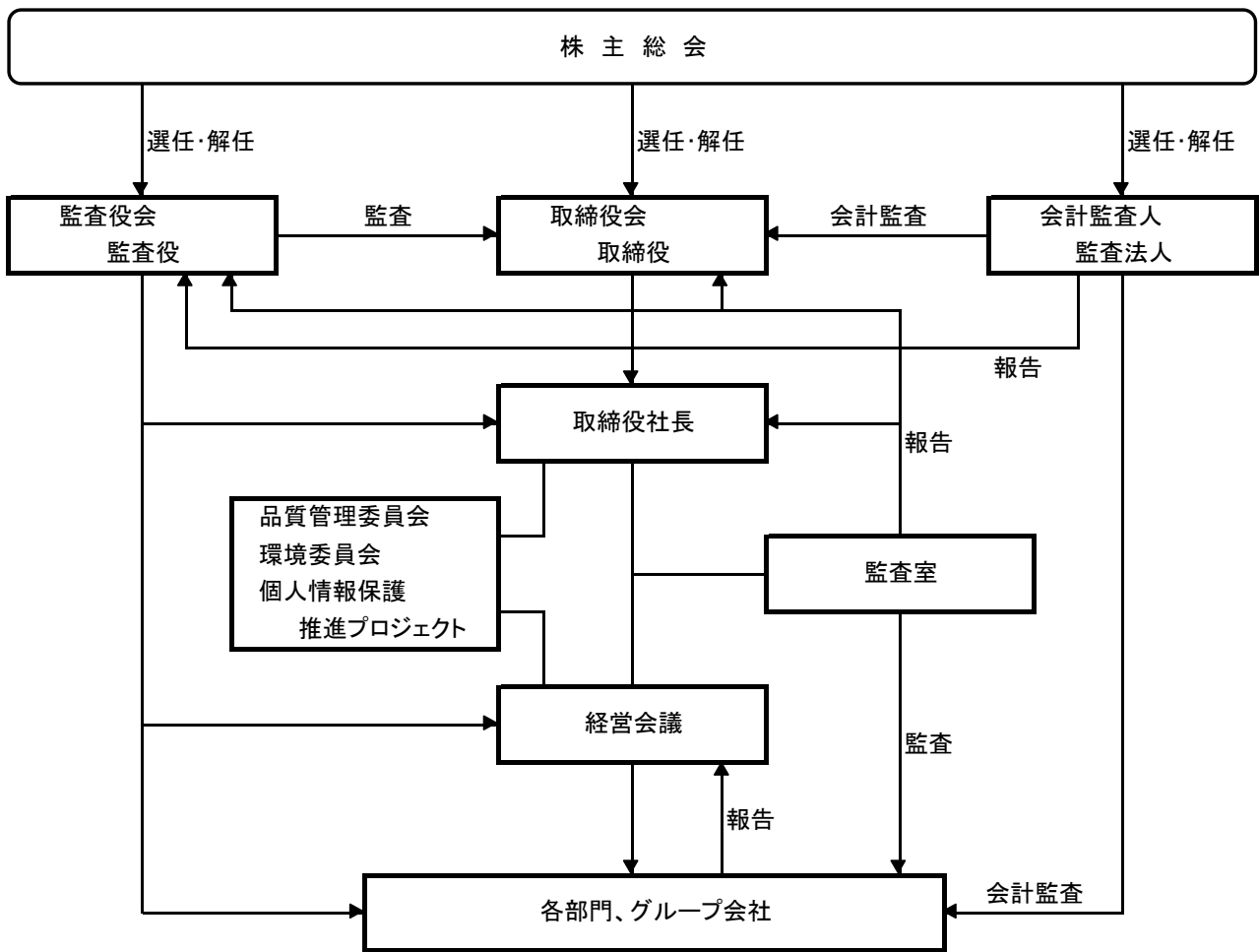
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

